

お茶の水女子大学 部局別評価
生活科学部
(平成 30 年度実施)

自己点検・評価及び外部評価の
指摘事項対応報告書
【令和元年度版】

令和2年3月



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

目次

1. 自己点検・評価及び外部評価の指摘事項対応報告書について
2. 外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善

(参考資料)

参考資料①：平成 30 年度全学・部局別自己点検・評価 観点一覧

参考資料②：国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項

参考資料③：外部評価委員会委員名簿

参考資料④：お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿

(参考 URL)

○平成 30 年度お茶の水女子生活科学部 自己評価書

(平成 30 年 10 月)

http://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka05_d/fil/201810_jiko_seikatu.pdf

○平成 30 年度お茶の水女子生活科学部 外部評価報告書

(平成 31 年 3 月)

http://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka05_d/fil/201904_gaibu_seikatu.pdf

1. 自己点検・評価及び外部評価の指摘事項対応報告書について

本報告書は、平成30年度に実施した「お茶の水女子大学全学・部局別自己点検・評価」について、国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項第2条7項に基づき、外部評価結果における指摘事項への対応・改善状況をまとめたものである。

なお、令和元年度以降については、以下のフロー図に基づき、外部評価結果に基づいた大学運営の改善を進めていくこととする。

(参考)

・第3期中期目標【M32】

教育研究の多様性、教育の質保証及び研究の質の向上の観点を踏まえ、第2期で整備された自己点検・評価体制、教員個人活動評価方法のPDCAサイクルを更に精緻化して、大学運営の改善に活かす。

・第3期中期計画【K59】

教育研究等の更なる質の保証・向上を図るために、外部評価を踏まえ、全学評価実施要項等を見直した上で、平成30年度までに自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に反映させる。

【平成30年度全学・部局別自己点検・評価 フロー図】



2. 外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善

基準	指摘事項	指摘事項に対する対応・改善
4	<p>全体評価：定員管理の厳格化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定員管理についてはより厳しい定員管理が求められており、その対応が必要になると思われる。 	<p>【平成30年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活科学部では3年次編入の定員充足率が少し欠けることが課題であるが、すべての入試を統合し、学部単位で最終的に集計する積み上げ式を本学はとっており、全体としては110%以内に収まっている。今後も引き続き厳格に定員を管理していく。 <p>【令和元年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度に引き続き、厳格な定員管理を実施し、令和元年度の生活科学部の入学定員充足率は、学部全体で110%（食物栄養学科：106%、人間・環境科学科：108%、人間生活学科：108%、心理学科：119%）となっている。
7	<p>全体評価：学生のニーズの聴取について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的学習環境、履修ガイダンス、学生支援のすべてにおいて、適切な体制が整っている。学生からの要望を聞く手段と機会を更に増やしてもよいかも知れない。 	<p>【平成30年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、学生からの意見を聴取できる機会や手段を検討して実施するとともに、収集した意見を分析して改善につなげる体制を検討していきたい。 <p>【令和元年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度は、全学的な取組として、学部4年生を対象とした「卒業時アンケート」を実施し、アンケート結果を教育改善に活かしていくこととしている。
8	<p>観点③：学外関係者からの意見聴取について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度には、「企業・官公庁・学校アンケート」を実施することで、学外者の意見を反映できる体制を整備しているが、学部の取組とは成っていない。 	<p>【平成30年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的には学外の意見を聴取し、分析する体制があるが、生活科学部内での取組として、学部内で調査等を活用して改善を検討する体制の構築に取り組んでいく。 <p>【令和元年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学全体の取組として、平成29年度以来2年ぶりに、「企業・官公庁・学校アンケート」を実施し、アンケート結果を、生活科学部の教育の質の向上に活かしている。また、学部独自の取組としては、「消費者学学際プログラム」において、学外の消費者生活アドバイザーの意見を踏まえたプログラムの見直し・充実を行っている。これに加

基準	指摘事項	指摘事項に対する対応・改善
		え、人間・環境科学科では学生保護者を対象としたペアレンツディ (保護者会) を定期的に開催し、学科の教育内容を説明するとともに、アンケートを実施し、得られた結果を教育改善に活かしている。
	<p>観点④及び全体評価: FD の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ファカルティ・ディベロップメント講演会あるいは研修会について、1年間に行われている回数とそのタイトル、生活科学教員の参加状況等の記録を残しておくことが望ましい。また、原則としてすべての教員が何らかの形で参加すべきものと考える。 ○ 学部共通科目や全学的なファカルティ・ディベロップメント講演会を通じて教授法の向上が図られているが、学部独自では行っていない。具体的な改善事例について記述からは読み取れない。 	<p>【平成30年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活科学部独自の FD として、平成30年度に、自身の授業の改善に活かすため、WG を2回開催して FD の方法について検討した上で、他の教員の授業に対する参観を実施した。参観後にはアンケートを行いし、授業改善に活かしたい点を聴取するとともに、FD に関する意見や改善点を収集することにより、今後の FD の改善にもつなげていくこととしている。 <p>【令和元年度の対応・改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度の指摘をもとに FD の改善に取り組み、令和元年度には、生活科学部教員が中心となり、若手教員を対象としたシラバス作成や講義教授法などの講習会や、外部講師による「ICT の講義への活用」などの講演会を、本学の全教員を対象に実施した。

平成 30 年度全学・部局別自己点検・評価 観点一覧

本資料は、平成 28 年度実施の大学機関別認証評価・選択評価の観点一覧について、平成 28 年度に実施した大学機関別認証評価、国立大学法人評価等を踏まえ、平成 24 年度の全学・部局別評価の分析単位を一部修正し、全学評価においては執筆担当を記載したものである。

なお、「自己評価における分析単位」の全学欄の記載事項において「教育」とは「教育・学術情報担当」を、「総務」とは「総務・男女共同参画担当」を、「研究」とは「研究・イノベーション担当」を、「国際」とは「国際交流・海外同窓会担当」を、「広報」とは「広報・理系女性教育開発・同窓会担当」をそれぞれ意味している。

※ ◎は基準ごとの執筆責任者（「優れた点」「改善を要する点」を記述）、○は観点ごとの取りまとめ責任者

平成 29 年 7 月 企画戦略課（評価担当）作成

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における分析単位	
	全学	部局
現況及び特徴、目的	◎総務	学部 大学院
基準1 大学の目的	◎教育	— / —
観点① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。	教育	学部
観点② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。	教育	大学院
基準2 教育研究組織	◎教育	— / —
観点① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	—	学部
観点② 教養教育の体制が適切に整備されているか。	教育	—
観点③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	—	大学院
観点④ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。	○研究 教育	—
観点⑤ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。	教育	学部 大学院
基準3 教員及び教育支援者	◎教育	— / —

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における分析単位	
	全学	部局
観点① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。	教育	学部 大学院
観点② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。	教育	学部
観点③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。	—	大学院
観点④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。	総務	—
観点⑤ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。	教育	学部 大学院
観点⑥ 教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。	総務	—
観点⑦ 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。	教育	—
基準4 学生の受入	◎教育	— / —
観点① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。	教育	学部 大学院
観点② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。	教育	学部 大学院
観点③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。	教育	学部 大学院
観点④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	教育	学部 大学院
観点⑤ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	教育	学部 大学院
基準5 教育内容及び方法	◎教育	— / —
(学士課程)	— / —	— / —
観点①	教育	学部

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における分析単位	
	全学	部局
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。		
観点② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。	教育	学部
観点③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。	—	学部
観点④ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。	—	学部
観点⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。	教育	—
観点⑥ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。	教育	—
観点⑦ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。	—	学部
観点⑧ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。	教育	学部
観点⑨ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。	教育	—
観点⑩ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。	教育	—
観点⑪ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。	—	学部
(大学院課程)	/ /	/ /
観点① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。	教育	大学院
観点② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。	教育	大学院
観点③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。	—	大学院
観点④ 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。	—	大学院
観点⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。	教育	—

大学機関別認証評価 大学評価基準		自己評価における分析単位	
		全学	部局
観点⑥ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。	教育	—	
観点⑦ 夜間ににおいて授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。	—	大学院	
観点⑧ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。	—	大学院	
観点⑨ 学位授与方針が明確に定められているか。	教育	大学院	
観点⑩ 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。	教育	—	
観点⑪ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。	教育	—	
観点⑫ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。	教育	大学院	
基準6 学習成果			
観点① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。	—	学部 大学院	
観点② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。	—	学部 大学院	
観点③ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。	—	学部 大学院	
基準7 施設・設備及び学生支援	◎教育		
観点① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。	総務	—	
観点② 教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境が整備され、有効に活用されているか。	教育	—	
観点③	教育	—	

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における分析単位	
	全学	部局
図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。		
観点④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	教育	学部 大学院
観点⑤ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。	—	学部 大学院
観点⑥ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。	○教育 国際	学部 大学院
観点⑦ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。	教育	—
観点⑧ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスマント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。	○教育 国際	—
観点⑨ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。	教育	—
基準8 教育の内部質保証システム	◎教育	— / — / —
観点① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。	教育	学部 大学院
観点② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。	教育	—
観点③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。	教育	学部 大学院
観点④ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。	教育	学部 大学院
観点⑤ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	○教育 総務	—
基準9 管理運営	◎総務	— / — / —
観点① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。	○総務 研究	—
観点②	○総務	—

大学機関別認証評価 大学評価基準	自己評価における分析単位	
	全学	部局
大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。	教育	
観点③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。	総務	—
観点④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。	総務	—
基準 10 教育情報等の公表	◎教育	—
観点① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。	○教育 広報	—
観点② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。	教育	—
観点③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。	教育	—
基準 11 研究活動の状況		
観点① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。	—	大学院

参考資料②

○国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項

平成23年10月19日

制定

改正 平成25年7月1日

平成27年4月1日

平成29年3月31日

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、部局等評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 部局の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

2 評価方法及び評価組織評価組織として、部局等自己評価委員会と部局等外部評価委員会を部局等ごとに構成する。

- 1) 各部局等自己評価委員会は、当該部局等の長及び当該部局等の教員から選出された委員により構成し、委員長は部局等の長とし、委員は部局等の長が任命する。

- 2) 各部局等自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、部局等外部評価委員会に提出する。この場合において、当該部局等の特性に基づき、各観点を取捨選択し、それについて、自己評価書を作成するものとする。
 - 3) 各部局等外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は当該部局等の長の推薦により学長が委嘱する。
 - 4) 各部局等外部評価委員会は、2)により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
 - 5) 総合評価室は、評価結果を整理し、各部局等の長及び学長に報告する。
 - 6) 学長は、5)の評価結果に基づき、改善が必要と認められるときは、当該部局等の長に改善指示を行うことができる。
 - 7) 各部局等の長は、5)の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は6)の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 評価結果に対する異議の申立て
各部局等の長は、当該部局等の評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。
 - 1) 部局等の長は、評価結果の通知を行った日から15日以内に当該部局等外部評価委員会に異議を申し立てる。
 - 2) 部局等の長から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、当該部局等外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該部局等の長から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該部局の長及び学長へ通知する。
 - 4 評価の実施時期
評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、7年以内ごとに1回実施するものとする。
- 附 則
- 1 この要項は、平成23年10月19日から施行する。
 - 2 国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価実施要領は、廃止する。

附 則（平成25年7月1日）

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料③

外部評価委員会委員名簿

担当部局等	氏名	所属機関・職位
全学・大学院	浅島 誠	帝京大学 学術顧問・特任教授
全学・大学院	石井 洋二郎	東京大学 理事・副学長
文教育学部・大学院	伊藤 徳也	東京大学大学院総合文化研究科 教授
文教育学部・大学院	松浦 良充	慶應義塾大学 文学部長
理学部・大学院	上野 健爾	四日市大学 関孝和数学研究所長
理学部・大学院	桂 利行	東京大学 名誉教授
生活科学部・大学院	中山 勉	東京農業大学応用生物科学部 教授
生活科学部・大学院	堀越 栄子	日本女子大学 家政学部長

(敬称略、所属機関・職位は委嘱時、五十音順掲載)

参考資料④

お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿

役職	氏名
学長	室伏 きみ子
理事・副学長（教育改革・入試改革・学術情報担当）	三浦 徹
理事・副学長（総務・男女共同参画担当）	猪崎 弥生
理事・副学長（研究・イノベーション担当）	森田 育男
副学長（国際交流・海外同窓会担当）	佐々木 泰子
副学長（広報・理系女性教育開発・同窓会担当）	加藤 美砂子
副学長（学校教育開発支援・社会連携担当）	千葉 和義
文教育学部長	新井 由紀夫
理学部長	山田 真二
生活科学部長	仲西 正
大学院人間文化創成科学研究科長	菅原 ますみ
総合評価室長	小玉 亮子

(※ 上記以外に、各部局の教授等が陪席者として一部出席。役職名は当時。)